

改正

平成12年3月27日条例第21号
平成12年7月11日条例第30号
平成12年9月25日条例第37号
平成12年12月25日条例第40号
平成17年9月22日条例第113号
平成17年12月21日条例第212号
平成18年12月22日条例第78号
平成19年9月26日条例第62号
平成24年3月27日条例第51号
平成24年12月26日条例第97号
平成25年12月25日条例第111号
平成26年4月1日用字用語整備施行
平成26年6月27日条例第38号

高松市市営住宅条例

高松市市営住宅条例（昭和39年高松市条例第37号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備（第3条の2—第3条の17）
- 第2章 市営住宅の管理（第4条—第43条）
- 第3章 社会福祉法人等の使用（第44条—第49条）
- 第4章 みなし特定公共賃貸住宅（第50条—第54条）
- 第5章 駐車場の管理（第55条—第61条）
- 第6章 補則（第62条—第67条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置、整備及び管理について、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「公住法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特賃法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 市が公住法の規定による国の補助を受け、建設、買取り若しくは借上げを行い、住民に賃貸若しくは転貸する住宅及びその附帯施設（以下この条において「住宅等」という。）又は住宅地区改良法若しくは特賃法の規定による国の補助を受け、若しくは公住法によらず建設し、賃貸する住宅等をいう。
- （2）改良住宅 市営住宅のうち、住宅地区改良法第4条及び同法第27条第2項並びに住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第4条に規定する改良地区指定の基準に満たない小集落地区改良事業により、国の補助を受けて建設し、賃貸する住宅等をいう。
- （3）更新住宅 市営住宅のうち、改良住宅等改善事業制度要綱（平成11年建設省住整発第25号建設省住宅局長通知。以下「改良住宅改善要綱」という。）に基づき建設し、賃貸する住宅等をいう。
- （4）特定公共賃貸住宅 市営住宅のうち、特賃法第18条の規定に基づき建設し、賃貸する住宅等をいう。
- （5）単独住宅 市営住宅のうち、国の補助を受けることなく建設し、賃貸する住宅等をいう。
- （6）その他の市営住宅 市営住宅のうち、第2号から前号までに規定する市営住宅以外の市営住宅で、公住法の規定によらず建設し、賃貸するものをいう。
- （7）共同施設 市営住宅に入居している者の共同の福祉のために必要な児童遊園、集会所その他の公住法第2条第9号に規定する施設をいう。
- （8）改良住宅等 改良住宅及び更新住宅をいう。
- （9）収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「公住法施行令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- （10）所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号。

以下「特賃法施行規則」という。)第1条第3号に規定する所得をいう。

(11) 市営住宅建替事業 市が施行する公住法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(12) 改良住宅建替事業 市が施行する改良住宅改善要綱に基づく建替事業をいう。

(13) 住宅監理員 第62条第1項に規定する事務をつかさどるため、市長が職員のうちから任命する者をいう。

(設置)

第3条 市長は、市営住宅の設置又は廃止の都度当該市営住宅の名称、所在及び戸数を告示する。

第1章の2 市営住宅及び共同施設の整備

(市営住宅等の整備基準)

第3条の2 公住法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める市営住宅及び共同施設の整備基準は、この章に定めるところによる。

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 市営住宅及び共同施設は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなく

ればならない。

- 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

- 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講じなければならない。
- 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
- 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の10 市営住宅の1戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 市営住宅の管理

(入居の公募の方法)

第4条 市長は、市営住宅に入居を希望する者の公募を次に掲げる方法のうち二以上の方法（改良住宅等にあつては市長が定める方法）によって行うものとする。

- (1) 高松市広報
- (2) 新聞
- (3) テレビジョン
- (4) 有線放送
- (5) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の所在、戸数、規格、使用料、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を告示する。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に該当する者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業又は改良住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 公住法施行令第5条各号に掲げる事由
- (6) 第7条第1項及び第2項に規定する者を改良住宅等に入居させること。
- (7) 第8条に規定する者を特定公共賃貸住宅に入居させること。

(入居者資格)

第6条 市営住宅（改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅を除く。以下この条において同じ。）に入居することができる者は、次に掲げる条件（高齢者等にあつては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては第4号から第6号まで）を有する者でなければならない。

- (1) 市内に居住を必要とする者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（第43条第1項第2号において「事実上の婚姻関係にある者」という。）及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (3) その者の収入がアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める金額を超えないこと。

ア 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合 21万4,000円

(ア) 入居者又は同居者に次項各号(第1号、第5号及び第8号を除く。)のいずれかに該当する者(第2号イ又はウに掲げる者にあつては、それぞれ同号イ又はウに規定する障害の程度が1級又は2級に該当する者に限る。)がある場合

(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

イ 市営住宅が、公住法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公住法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) 市長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、市税を滞納していない者であること。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(第43条第1項第8号において「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項の「高齢者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次のアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定めるものであるもの

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (3) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当するもの
 - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - (5) 生活保護法（昭和25年法律144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者
 - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 第1項に規定する条件を有する者のうち、過去に市営住宅に入居していた者で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間は、同項に規定する条件を有しないものとみなす。
- (1) 第20条、第32条又は第34条に規定する使用料を滞納したまま市営住宅を明け渡した者 当該使用料の滞納額を支払うまでの間
 - (2) 第16条第1項の規定による入居の許可を得ないで市営住宅に入居したため明渡し訴訟を提起され、市営住宅を明け渡した者 市営住宅を明け渡した日から2年間
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したため明渡し訴訟を提起され、市営住宅を明け渡した者 市営住宅を明け渡した日から2年間
- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、市長は、供給する住宅の戸数が著しく少ないとき、そ

の他特に必要があると認めるときは、入居者資格に制限を付けることができる。

(改良住宅等の入居者資格等)

第7条 改良住宅に入居することができる者は、次に掲げる者（前条第1項第5号及び第6号に掲げる条件を有する者に限る。）で、改良住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 次に掲げる者で、住宅地区改良法第2条第1項に規定する事業又は小集落改良事業による住宅地区改良事業の施行により住宅を失ったものであること。

ア 住宅地区改良法第4条の規定又は小集落地区等改良事業制度要綱（昭和57年建設省住整発第26号建設事務次官通達）の規定による改良地区（以下この項において「改良地区」という。）の指定又は承認の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定又は承認の日以後に別世帯を構成するに至った者を除く。

イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定又は承認の日以後に改良地区内に居住するに至った者。ただし、住宅地区改良法施行令第8条の規定により、市長が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定又は承認の日以後にア又はイに該当する者と同一の世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で、改良地区の指定又は承認の日以後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同一の世帯に属する者

2 更新住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を満たす者で、更新住宅への入居を希望し、かつ、住宅に困窮すると認められるものでなければならない。

(1) 改良住宅改善要綱第13第1項各号に掲げる条件を満たす者

(2) 前条第1項第5号及び第6号に掲げる条件を有する者

3 改良住宅等に入居することができる者が入居しないとき、又は居住しなくなったときにおける当該改良住宅等については、前2項の規定にかかわらず、市長は、前条の規定を準用して入居させる者を決定することができる。この場合において、同条第1項第3号中「21万4,000円」とあるのは「15万8,000円」と、「15万8,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。

(特定公共賃貸住宅の入居者資格)

第8条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、第6条第1項第5号及び第6号に掲げる条件を有し、かつ、特賃法施行規則第26条に規定する者でなければならない。

(入居者資格の特例)

第9条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをしたときは、その者は、第6条第1項各号に掲げる条件を有する者とみなす。

2 第6条第1項第3号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（同条第2項に規定する高齢者等にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第6号まで）に掲げる条件を有するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み)

第10条 第6条から前条までに規定する入居の資格がある者で、市営住宅に入居しようとするものは、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者の選考)

第11条 市長は、市営住宅（特定公共賃貸住宅を除く。以下この条において同じ。）への入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、住宅に困窮する実情を調査し、当該入居の申込みをした者のうちから次の各号のいずれかに該当する者を選考して、入居させる予定の者（以下「入居予定者」という。）を決定しなければならない。この場合において、選考された者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、当該選考された者について、公開の抽選によって入居予定者を決定しなければならない。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険な、若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から、衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）
- (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項の規定により、入居予定者の選考を行う場合においては、当該入居予定者が住宅

に困窮している実情に応じ、適切な規模、設備又は間取りの市営住宅に入居することができるよう配慮しなければならない。

- 3 市長は、第1項後段に規定する抽選により難い実情があると認めるときは、同項各号のいずれかに該当する者のうち住宅困窮の度合いが著しく高い者について、別途の抽選により、又は抽選によらないで入居予定者を決定することができる。

(特定公共賃貸住宅の入居予定者の選定)

第12条 市長は、特定公共賃貸住宅への入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、当該入居の申込みをした者のうちから抽選その他公正な方法により入居予定者を選定しなければならない。

(特定公共賃貸住宅の入居予定者の選定の特例)

第13条 市長は、1回の募集ごとに賃貸しようとする特定公共賃貸住宅の戸数の5分の1を超えない範囲内の戸数について、同居の親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者に限って、第4条及び前条の規定により、当該特定公共賃貸住宅の入居予定者を選定することができる。

(入居補欠者)

第14条 市長は、前3条の規定により入居予定者を選考し、又は選定する場合において、入居予定者のほかに、入居順位を定めて、必要と認める数の補欠の入居予定者（次項において「入居補欠者」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しなかったときは、入居補欠者のうちから入居順位により、当該市営住宅に入居する者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第15条 公開の抽選によって入居予定者として決定された者は、入居資格に係る審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査を受け、認められた入居予定者は、市長が指定する期限までに次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 連帯保証人2人が連署した請書を提出すること。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、連帯保証人を1人とすることができる。

- (2) 第23条に規定する敷金を納付すること。

- 3 市長は、特別の事情があると認める入居予定者に対しては、前項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居予定者が第2項の市長が指定する期限までに同項各号に掲げる手続を完了しないときは、入居予定者の決定を取り消すことができる。

(入居の許可等)

第16条 市長は、入居予定者が前条第2項各号に掲げる手続を完了したときは、当該入居予定者に対して、速やかに入居日を指定して入居を許可しなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の許可を受けた者（以下「入居者」という。）及び第6条第1項第2号に規定する同居し、又は同居しようとする親族が、市長が指定する入居日から市長が定める期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居予定者を決定したときは、当該入居予定者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(連帯保証人)

第17条 第15条第2項第1号の連帯保証人は、次に掲げる条件を有する者でなければならない。

(1) 市内に居住していること。ただし、市長が特別の事情がありやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) 入居予定者と同程度以上の収入（特定公共賃貸住宅にあつては所得）があること。

2 入居者は、連帯保証人を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

3 入居者は、連帯保証人について次の各号のいずれかに掲げる事実が発生したときは、直ちに連帯保証人を変更しなければならない。

(1) 住所の不明

(2) 後見開始又は保佐開始の審判

(3) 失業その他保証能力を著しく減少させ、又は喪失させる事情

(4) 死亡

4 入居者は、連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第18条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第19条 市営住宅の入居者が死亡し、退去し、又はその他特別の事由が生じた場合において、その死亡時、退去時又はその他特別の事由が生じた時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。第21条第2項において「公住法施行規則」という。）第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

（使用料）

第20条 市営住宅（改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅を除く。）の使用料は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合は、その更正された収入。第5項及び第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で公住法施行令第2条に規定する方法により算定した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の使用料の額は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額とする。

- 2 公住法施行令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、市長が別に定める。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、公住法施行令第3条に規定する方法により算定した額とする。
- 4 改良住宅の使用料は、住宅地区改良法第29条第3項に規定する方法により算出した額の範囲内において市長が定める。
- 5 更新住宅の使用料は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入に基づき、公住法施行令第2条の例により算出した額（その額が改良住宅等管理要領（昭和54年建設省住整発第6号建設省住宅局長通知。以下「管理要領」という。）第4の規定により算出した額（以下この項において「限度額」という。）を超えることとなるときは、当該限度額）とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、更新住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該更新住宅の使用料は、当該限度額に相当する額とする。
- 6 特定公共賃貸住宅の使用料は、特賃法第13条並びに特賃法施行規則第20条及び第21条に規定する算出方法により算出した額の範囲内において、規模、構造等が当該特定公共賃貸住宅と同程度である近隣の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう市長が定める。
- 7 その他の市営住宅の使用料は、第1項及び前3項に規定する使用料と均衡を失しないよう住宅

事情を勘案の上、市長が定める。

(収入の申告等)

第21条 市営住宅（その他の市営住宅を除く。）の入居者は、毎年度、市長が定める期限までに収入（特定公共賃貸住宅の入居者にあつては所得）を市長に申告しなければならない。ただし、改良住宅の入居者については、この限りでない。

2 前項の収入の申告は公住法施行規則第8条に規定する方法により行い、前項の所得の申告は同条の規定を準用して行う。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、改良住宅以外の入居者の収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定について、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(使用料の納付)

第22条 市長は、第16条第1項の規定により入居を指定した日から入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による場合は明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡しの日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による場合は入居の取消し又は明渡しの請求をした日）までの間、使用料を徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

2 入居者は、毎月末日（月の途中で明け渡したときは、明け渡した日）までに、その月分の使用料を納付しなければならない。ただし、その日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1か月に満たないときは、その月の使用料は、日割計算による。

4 市長は、入居者が第42条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの使用料を徴収する。

(敷金)

第23条 市長は、入居予定者から入居時における3か月分の使用料に相当する額の敷金を徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、敷金を減免し、又は敷金の徴収を猶予するこ

とができる。

2 市長は、入居者が市営住宅を明け渡したときは、前項の敷金を返還する。ただし、未納の使用料、割増使用料、第25条第2項の共益費又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を返還する。

3 敷金には利子を付けない。

(修繕費用の負担等)

第24条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕に要する費用、給水栓、点滅器その他の附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用その他市長が定める費用を除く。

2 前項の規定にかかわらず、借り上げた市営住宅の修繕に要する費用に関しては、別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって第1項に規定する修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第25条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物、し尿及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設又はエレベーターの使用に要する費用のうち、市長が指定する費用

(4) 給水施設及び汚水処理施設の使用に要する費用のうち、市長が指定する費用

(5) 前条第1項ただし書に規定する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する費用

2 市長は、前項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めるものを、共益費として入居者から徴収することができる。

3 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の共益費について準用する。

(入居者の保全義務等)

第26条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用については善良な管理者としての注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失し、又は損傷したときは、

入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

3 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、その旨を市長に届け出なければならない。

4 市営住宅に入居して5年が経過した入居者は、5年が経過するごとに、入居の状況を市長に報告しなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

第27条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(転貸等の制限)

第28条 入居者は、市営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更等の制限)

第29条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(1) 市営住宅を住宅以外の用途に使用すること。

(2) 市営住宅を模様替えし、又は市営住宅に増築その他の工作を加えること。

(3) 市営住宅の敷地内に工作物を設置すること。

2 市長は、前項ただし書の承認をするときは、入居者が当該市営住宅を明け渡す時に入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項ただし書の承認を得ずに同項各号に掲げる行為をしたときは、速やかに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者及び高額所得者に関する認定)

第30条 市長は、次の各号に掲げる入居者が引き続き3年以上入居している場合において、第21条第3項の規定により認定した収入の額又は同条第1項ただし書の規定により申告を受けた収入の額が当該各号に定める金額を超えているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知するものとする。

(1) 改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅以外の市営住宅の入居者 第6条第1項第3号に規定する金額

(2) 改良住宅等の入居者 第7条第3項において読み替えて準用する第6条第1項第3号に規定する額

2 市長は、入居者（改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅の入居者を除く。）が引き続き5年以上入居している場合において、第21条第3項の規定により認定した収入の額が最近2年間引き続き公住法施行令第9条に規定する金額を超えているときは、高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 前2項の規定による通知を受けた入居者は、市長に意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（収入超過者の明渡し努力義務）

第31条 収入超過者は、当該市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

（収入超過者に対する使用料）

第32条 第30条第1項の規定により収入超過者と認定された同項第1号の入居者は、第20条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算定した金額を使用料として支払わなければならない。

2 市長は、前項の使用料を算定しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、公住法施行令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。

3 第30条第1項の規定により収入超過者として認定された同項第2号の入居者のうち、その収入が市長が定める額を超えるものは、第20条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、これらの規定による使用料のほか、割増使用料を支払わなければならない。

4 前項の割増使用料は、住宅地区改良法施行令第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の公住法施行令第6条の2第2項の規定により算定した額を限度として市長が定める額とする。

5 第22条の規定は、第1項の使用料及び第3項の割増使用料について準用する。

（高額所得者に対する明渡し請求）

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6か月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が病気にかかっていること、その他市長がやむを得ないと認める特別の事情がある場合において、その者から申出があったときは、同項の期限を延長することができる。

(高額所得者に対する使用料等)

第34条 第30条第2項の規定により高額所得者として認定された入居者は、第20条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が当該期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さないときは、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第22条の規定は第1項の使用料について、同条第1項ただし書の規定は前項の金銭についてそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者から申出があったとき、その他必要があると認めるときは、当該収入超過者に対して他の適当な住宅のあっせん等を行い、当該収入超過者が入居している市営住宅の明渡しを容易にするよう努めなければならない。この場合において、当該収入超過者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするよう特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第36条 市長が第9条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第39条第1項又は第5項の規定による申出をした者を市営住宅建替事業又は改良住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業又は改良住宅建替事業により除却すべき市営住

宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第20条第1項、第32条第1項若しくは第3項若しくは第34条第1項の規定による使用料の決定、第22条第1項ただし書（第32条第5項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第23条第1項ただし書の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡しの請求、第35条の規定によるあっせん等若しくは第39条第1項若しくは第5項の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるとき、又は第21条第1項の規定により申告のあった収入若しくは所得について必要があると認めるときは、入居者の収入又は所得の状況について、当該入居者若しくは雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市長に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、市長が指定する職員に行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は第1項に規定する目的以外に使用してはならない。

(市営住宅建替事業又は改良住宅建替事業による明渡請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、公住法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 第34条第2項の規定は、第1項に規定する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

4 前3項の規定は、改良住宅建替事業について準用する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第39条 市長は、市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者（当該事業に係る市営住宅の用途の廃止について公住法第37条第1項（同条第7項の規定により準用する場合を含む。）の規定による国土交通大臣の承認があった日における入居者で、当該事業の施行に

に伴い当該市営住宅の明渡しをするものに限る。) で、30日を下らない範囲内で当該入居者ごとに市長が定める期間内に当該事業により新たに整備される市営住宅への入居を希望する旨を申し出たものを、当該市営住宅に入居させなければならない。この場合において、その者については、第6条及び第9条第2項の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の期間を定めたときは、当該入居者に対し、これを通知しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申出をした者に対し、相当の猶予期間を置いてその者が市営住宅に入居することができる期間を定め、その期間内に当該市営住宅に入居すべき旨を通知しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による通知を受けた者で、正当な事由がなく同項の期間内に当該市営住宅に入居しなかったものについては、第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅に入居させないことができる。
- 5 改良住宅建替事業の施行により除却すべき改良住宅の除却前の最終の入居者は、第7条第2項の規定により当該改良住宅建替事業により新たに整備される更新住宅に入居をしようとするときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業及び改良住宅建替事業に係る使用料の特例)

第40条 市長は、前条第1項の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第20条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、公住法施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

- 2 市長は、前条第5項の規定により改良住宅の入居者を新たに整備された更新住宅に入居させる場合において、新たに入居する更新住宅の使用料が従前の改良住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第20条第5項又は第32条第1項の規定にかかわらず、公住法施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の使用料の特例)

第41条 市長は、公住法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の使用料が従前の市営住宅の最終の使用料を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図る

ため必要があると認めるときは、第20条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、公住法施行令第11条で定めるところにより、当該入居者の使用料を減額するものとする。

(住宅の検査)

第42条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の10日前までに市長に届け出て、住宅監理員又は市長が指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第29条第1項ただし書の承認を得て同項各号に掲げる行為をしたときは、前項の検査を受ける時まで、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(入居の許可の取消し、住宅の明渡し等)

第43条 市長は、入居している者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し、当該市営住宅の入居の許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居の手続の内容に虚偽があったこと等不正の行為により入居したことが判明したとき。
- (2) 同居しようとする親族が、事実上の婚姻関係にある者又は婚姻の予約者である場合において、当該事実上の婚姻関係にある者又は婚姻の予約者が、正当な事由によらず、市長が指定する入居日から市長が定める日までに入居しないとき。
- (3) 使用料又は割増使用料を3か月以上滞納したとき。
- (4) 市営住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。
- (5) 正当な事由によらないで、15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (6) 第18条、第19条、第25条第1項、第26条(第4項を除く。)及び第27条から第29条までの規定に違反し、市長が当該違反行為の是正、停止その他必要な措置を命じたにもかかわらずこれに従わないとき。
- (7) 正当な事由によらないで、第63条に規定する立入検査を拒否したとき。
- (8) 暴力団員であることが判明したとき。
- (9) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (10) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により入居の許可を取り消されて明渡しの請求を受けた者は、市長が指定する期限までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号又は第2号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた市営住宅の使用料の額との差額に年5パーセント

の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

- 4 市長は、第1項第3号から第8号まで及び第10号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第9号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行うときは、当該請求を行う日の6か月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了するときは、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 社会福祉法人等の使用

（使用の許可）

第44条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下この項において「高齢者住まい法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者（以下この章においてこれらを「社会福祉法人等」という。）が市営住宅（改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅を除く。以下この章において同じ。）を使用して同令第1条及び高齢者住まい法第5条第1項に規定する事業（第46条第2項において「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認めるときは、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第45条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の規定による申請を受けたときは、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の使用を許可するときは許可する旨及び当該市

営住宅の使用開始可能日を、許可しないときは許可しない旨及びその理由を通知するものとする。

- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長が定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第46条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で、市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から使用料相当額を徴収する場合は、前項の市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第47条 第22条（第1項ただし書を除く。）、第23条から第25条まで、第26条（第4項を除く。）、第27条から第29条まで、第38条（第3項を除く。）及び第42条の規定は、社会福祉法人等による市営住宅の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあり、及び「入居予定者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第22条第1項中「第16条第1項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居を指定した日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第48条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

- 2 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第45条第1項の規定により提出した書面の内容に変更が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用の許可の取消し)

第49条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 みなし特定公共賃貸住宅

(使用の許可)

第50条 市長は、その区域内に特賃法第6条に規定する特定優良賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の不足その他の特別の事情により市営住宅（改良住宅等、特定公共賃貸住宅及びその他の市営住宅を除く。以下この章において同じ。）を特賃法第3条第4号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認めるときは、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

第51条 市長は、市営住宅を前条の規定により使用させるときは、当該市営住宅を特賃法施行規則で定める基準に従って管理する。

（入居者資格）

第52条 第50条の規定により市営住宅を使用することができる者は、第8条に規定する特定公共賃貸住宅の入居者資格を有する者でなければならない。

（使用料）

第53条 第50条の規定により使用に供される市営住宅の使用料は、第20条第6項の規定により算定した額とする。

（準用）

第54条 第4条、第5条（第6号及び第7号を除く。）、第10条、第11条、第14条から第19条まで、第22条から第29条まで、第37条から第43条まで、第63条及び第64条の規定は、第50条の規定による市営住宅の使用について準用する。この場合において、第10条中「第6条から前条まで」とあるのは「第52条」と、第22条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、第37条第1項中「第20条第1項、第32条第1項若しくは第3項若しくは第34条第1項の規定による使用料の決定、第22条第1項ただし書（第32条第5項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定による使用料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第23条第1項ただし書の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等若しくは第39条第1項の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるとき、又は第21条第1項の規定により申告のあった収入若しくは所得について必要があると認めるときは、入居者の収入又は所得」とあるのは「第53条の規定による使用料の算定について必要があると認めるときは、入居者の所得」と読み替えるものとする。

第5章 駐車場の管理

（使用の申込み及び許可）

第55条 市営住宅の共同施設として整備された市営住宅駐車場（以下この章において「駐車場」という。）を使用しようとする者は、市長に当該駐車場の使用を申し込み、その許可を受けなければならない。

（使用者資格）

第56条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を有する者とする。

- （1） 市営住宅の入居者又は同居者であること。
- （2） 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- （3） 駐車場の使用料を支払うことができること。
- （4） 第43条第1項第1号から第8号まで及び第10号のいずれにも該当しないこと。

（使用者の決定）

第57条 市長は、第55条の規定による使用の申込みをした者のうちから、駐車場を使用する者を公正な方法で選考し、決定するものとする。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事情がある場合で市長が必要があると認めるときは、その者に優先的に当該駐車場を使用させることができる。

（使用料）

第58条 駐車場の使用料は、近傍同種の民間の駐車場の駐車料を限度として、地代相当額、整備費用、管理事務費等の必要経費を勘案の上、市長が定める。

2 第22条（第1項ただし書を除く。）の規定は、前項の使用料の納付について準用する。この場合において、同条中「第16条第1項の規定により入居を指定した日から入居者が市営住宅を明け渡した日（第33条第1項又は第38条第1項の規定による場合は明渡しの期限として指定した日の前日又は明渡しの日のいずれか早い日、第43条第1項の規定による場合は入居の取消し又は明渡しの請求をした日）」とあるのは「第55条の規定により許可した駐車場の使用開始可能日から使用者が駐車場を明け渡した日」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、「第42条」とあるのは「第61条の規定により読み替える第42条」と、「立ち退いた」とあるのは「明け渡した」と読み替えるものとする。

（使用の許可の取消し）

第59条 市長は、第55条の規定により駐車場の使用の許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (2) 駐車場の使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで、15日以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 第56条各号に掲げる条件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (5) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市営住宅又は駐車場の管理上必要があると認めるとき。

(保管場所に関する証明)

第60条 市長は、使用者から自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第1号に掲げる書面の交付の申請を受けたときは、駐車場を自動車の保管場所として使用する権原を有する旨を記載した証明書を交付するものとする。

(準用)

第61条 第26条から第29条まで及び第42条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「市営住宅」とあり、「共同施設」とあり、及び「住宅」とあるのは「駐車場」と、「に入居」とあるのは「を使用」と、「入居」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

第6章 補則

(住宅監理員等)

第62条 住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅、共同施設及びこれらの環境を良好な状態に維持するよう入居者に対し必要な指導を行うものとする。

- 2 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 3 市営住宅管理人に関し必要な事項は、別に定める。

(立入検査)

第63条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長が指定する職員に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対し必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により検査を行う者は、当該検査のために現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(情報の提供の請求)

第64条 市長は、入居予定者、入居者又はこれらの者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族について、第6条第1項若しくは第8条の規定による入居者資格を有するかどうか、又は第18条の規定による同居の承認の基準若しくは第43条第1項各号に掲げる入居の許可の取消事由若しくは明渡しの請求事由に該当するかどうかを確認するために必要があると認めるときは、その必要な限度において、官公署その他関係機関に対し、情報の提供を求めることができる。

(敷地の目的外使用)

第65条 市長は、市営住宅又は共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用することを許可することができる。

(委任)

第66条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第67条 市長は、入居者が詐欺その他の不正な行為により使用料又は割増使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号。附則第5項において「一部改正法」という。）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の高松市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条第2項、第6条、第7条、第9条、第18条から第24条まで、第26条から第41条まで及び第43条の規定は適用せず、改正前の高松市市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項、第5条、第5条の2、第11条、第13条から第18条の4まで、第18条の6、第19条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第26条及び第28条の規定は、なおその効力を有する。

3 前項の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条の規定は適用せず、旧条例第4条の2第4号中「第4条の6各号」とあるのは、「第4条の6各号（同条第5号については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）附則第4項の規定を適用したもの）」として、同条の規定の例による。

4 新条例第20条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による使用料の決定に関し必要な
手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については、同項の規定にかかわらず、
平成10年3月31日以前においても、新条例の例によりすることができる。

5 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成
12年度までの各年度の使用料の額は、一部改正法附則第7項の規定による額とする。

6 平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求、手続その他の行為は、新条例の相当規
定によってしたものとみなす。

(塩江町の編入に伴う経過措置)

7 塩江町の編入の日前に塩江町営住宅条例（昭和50年塩江町条例第23号）の規定によりなされた
処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみな
す。

(庵治町、香南町及び国分寺町の編入に伴う経過措置)

8 庵治町、香南町及び国分寺町の編入の日前に庵治町営住宅管理条例（平成9年庵治町条例第13
号）、香南町町営住宅条例（平成9年香南町条例第7号）又は国分寺町町営住宅条例（平成17年
国分寺町条例第24号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に
よりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 庵治町、香南町及び国分寺町の編入の際現にこれらの町から引き継いだ市営住宅に庵治町営住
宅管理条例、香南町町営住宅条例又は国分寺町町営住宅条例の規定により入居をしている者の使
用料の額は、平成18年度分までに限り、それぞれ庵治町営住宅管理条例、香南町町営住宅条例又
は国分寺町町営住宅条例の例による。

10 庵治町及び国分寺町の編入の日前にした庵治町営住宅管理条例又は国分寺町町営住宅条例に違
反する行為に対する罰則の適用については、それぞれ庵治町営住宅管理条例又は国分寺町町営住
宅条例の例による。

附 則（平成12年3月27日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月11日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月25日条例第37号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第40号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年9月22日条例第113号）

この条例は、平成17年9月26日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第212号）

この条例は、平成18年1月10日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定（「改良住宅」を「改良住宅等」に改める部分を除く。）、第7条第1項に1号を加える改正規定並びに第8条、第9条第2項及び第15条から第17条までの改正規定は、同年3月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月26日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第51号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に56歳以上である者の市営住宅の入居者資格については、改正後の第6条第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 市営住宅の入居者が施行日前に56歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に56歳以上である者である場合における改正後の第6条第1項第3号に規定する収入の条件については、同号ア（イ）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月26日条例第97号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第1条の改正規定及び第1章の次に1章を加える改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第111号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年6月27日条例第38号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。